

継続企業の前提に関する監査基準の改訂等に伴う上場制度の見直しについて

平成15年 2月26日
株式会社名古屋証券取引所

・見直しの趣旨

企業会計審議会において監査基準及び中間監査基準の改訂が行われ、企業が将来に渡って事業活動を継続するとの前提（継続企業の前提）に基づき財務諸表等を作成することが適切であるか否かに関する経営者の評価及び財務諸表の表示について監査人による検討が行われることとなり、平成15年3月1日以後終了する事業年度に係る監査及び平成15年9月1日以後終了する中間会計期間に係る中間監査から適用されることとなる。

このような企業会計制度の改正を踏まえ、上場会社のタイムリー・ディスクロジャーの充実が図られるよう継続企業の前提に係る経営者の評価を適時開示を要する事項として追加するとともに、財務諸表等に係る上場審査基準における継続企業の前提に関する監査意見の取扱いを明らかにするなど、所要の整備を行うこととする。

・見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1. 適時開示要件の新設	a 上場会社は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を認識し、当該疑義に関する事項を財務諸表等又は中間財務諸表等に注記することを決定した場合は、直ちにその内容を開示するものとする。	財務諸表等又は中間財務諸表等には「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する旨及びその内容」、「継続企業の前提に関する重要な疑義の存在」、「当該事象等を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」、「当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」といった事項について注記を付することとなる(財務諸表等規則第8条の14)。継続企業の前提に関する注記を付した上場会社については、適時開示に加え、取引参加者通知、当取引所のホームページを通じて周知する。

項 目	内 容	備 考
	<p>b 上場会社は、監査報告書又は中間監査報告書において、公認会計士等により除外事項を付した限定付適正意見が記載された場合において、当該除外事項が継続企業の前提に関する事項であるときは、直ちにその内容を開示するものとする。</p>	<p>従来から、不適正意見が記載された場合又は意見の表明をしない旨の記載がなされた場合については、その内容の適時開示を求めている。 上場会社の監査報告書等において不適正意見又は意見の表明をしない旨の記載がなされた場合は、財務諸表等の不適正意見等に係る上場廃止基準により上場廃止の対象となる。</p>
<p>2．財務諸表等に係る上場審査基準の見直し</p>	<p>・新規上場申請者の直前事業年度の監査報告書において、継続企業の前提に関する事項について無限定適正意見が記載されていることを要するものとする。</p>	<p>直前事業年度より前の事業年度において継続企業の前提に関する事項を理由として不適正意見等が記載された場合や、直前事業年度において無限定適正意見であっても継続企業の前提に関する追記情報が記載された場合には、当該内容を留意しつつ上場審査する。</p>
<p>3．その他</p>	<p>・市場第一部銘柄指定基準について上場審査基準と同様の見直しを行うなどその他所要の見直しを行う。</p>	

・見直しの時期

平成15年4月初旬の施行を目途とし、平成15年3月決算及び平成15年9月中間決算から適用する。

以 上